

ウォーターミスト消火設備の性能評価等に係る業務規程

ウォーターミスト消火設備の性能評価等に係る実施細則

ウォーターミスト消火設備性能評価委員会の設置に関する規程

平成13年 3 月

危険物保安技術協会

ウォーターミスト消火設備の性能評価等に係る業務規程

ウォーターミスト消火設備の性能評価等に係る業務規程

平成13年3月1日

危保規程第5号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行うウォーターミスト消火設備に係る性能評価及び主要構成装置の確認試験に関し必要な手続きを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語は、次の各号の例による。

- (1) ウォーターミスト消火設備とは、水をミスト状に噴霧して消火を行う方式の消火設備をいう。
- (2) 主要構成装置とは、噴霧ノズル、感知装置、制御装置、加圧送水装置、起動装置、受信装置その他ウォーターミスト消火設備としてその効力を保持するために必要な主たる装置をいう。
- (3) 危険物施設とは、消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。

第2章 性能評価

(性能評価の対象)

第3条 性能評価の対象は、危険物施設に設置されるウォーターミスト消火設備（危険物施設以外の防火対象物との共用設備として危険物施設に設置されるものを含む。）とする。

(性能評価委員会)

第4条 性能評価の公正かつ効率的な実施に資するため、協会にウォーターミスト消火設備性能評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、職務その他委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(性能評価の申請)

第5条 性能評価を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、性能評価申請書に性能評価に必要な関係書類を添えて、協会の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定により申請しようとするときは、あらかじめウォーターミスト消火設備を設置しようとする危険物施設が所在する区域を管轄する消防機関(以下第8

条において「管轄消防機関」という。)から、所要の指導を受けるものとする。

3 性能評価申請書の様式及び性能評価に必要な関係書類は、別に細則で定める。

(委員会の審査等)

第6条 理事長は、申請のあったウォーターミスト消火設備の効力について、委員会に審査を委嘱する。

2 委員会は、委嘱のあった事項について、消防法令の技術上の基準等による場合と同等以上の効力があるかどうかを審議し、その結果に意見を付して理事長に報告するものとする。

(性能評価及び性能評価の結果の通知)

第7条 理事長は、前条第2項の規定による報告に基づき、性能評価を行い、その結果を申請者に対し文書により通知する。

(性能評価の取り消し)

第8条 理事長は、前条の規定により性能評価を受けた者が、不正の手段により当該性能評価を受けたことが判明したときは、当該性能評価を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により性能評価を取り消したときは、その旨を性能評価を受けた者に対し文書により通知する。

3 理事長は、前項の規定により通知を行ったときは、管轄消防機関にその写しを送付するものとする。

第3章 確認試験

(確認試験)

第9条 確認試験は、ウォーターミスト消火設備に係る主要構成装置について、第7条の規定による性能評価を受けたものと同等の効力があることを確認するための試験とする。

(確認試験の対象)

第10条 確認試験の対象は、第7条の規定による性能評価において所要の効力を有していると認められたウォーターミスト消火設備に係る主要構成装置とする。

(確認試験の申請)

第11条 確認試験を受けようとする者(以下この章において「申請者」という。)は、確認試験申請書に確認試験に必要な関係書類を添えて、理事長に提出するものとする。

2 確認試験申請書の様式及び確認試験に必要な関係書類は、別に細則で定める。

(確認試験及び確認試験の結果の通知)

第12条 理事長は、前条第1項の規定による申請があったときは、確認試験を行い、そ

の結果を申請者に対し文書により通知する。

2 確認試験の実施方法については、別に細則で定める。

(確認済の表示)

第13条 申請者は、前条第1項の規定による確認試験の結果において主要構成装置の全てについて適合している旨の通知を受けたときは、当該通知により指定された主要構成装置に確認済である旨の表示をしなければならない。

2 確認済である旨の表示については、別に細則で定める。

(確認試験の結果の取り消し等)

第14条 理事長は、第12条第1項の規定により確認試験を受けた者が不正の手段により当該確認試験を受けたことが判明したとき又は第8条第1項の規定により性能評価を取り消したものについて第12条第1項の規定により確認試験を行っているときは、当該確認試験の結果を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により確認試験の結果を取り消したときは、その旨を当該確認試験を受けた者に対し文書により通知する。

3 前項の規定による通知を受けた者は、前条第1項の規定に基づく表示を速やかに除去しなければならない。

4 理事長は、第2項の規定により通知を行ったときは、当該通知により確認試験の結果が取り消された主要構成装置を用いたウォーターミスト消火設備を設置した危険物施設が所在する区域を管轄する消防機関にその写しを送付するものとする。

第4章 雑 則

(手数料等)

第15条 手数料の額は、次の各号による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に消費税相当額を加算した額とする。ただし、確認試験の手数料の額は、この額に次項に定める旅費及び外国で行う確認試験において旅費以外の経費を必要とする場合における当該旅費以外の経費(以下「旅費等」という。)の額を加算した額とする。

(1) 性能評価 1,200,000 円

(2) 確認試験 200,000 円(確認試験を2以上の回数に分割して受験する場合にあっては、1の回数につき100,000円)

2 確認試験に係る旅費等の額

(1) 旅費の額は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき、2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき10,900円

乙地方 1日につき9,800円

ウ 交通費

実費（最も経済的な通常の経路及び交通手段による費用）

- (2) 外国で行う確認試験に係る旅費等の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料は、第5条及び第11条の規定による申請を受け付けた後においては、原則として返還しない。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年3月1日から実施する。